

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年1月23日（平成30年（行情）諮問第38号）

答申日：平成30年5月16日（平成30年度（行情）答申第59号）

事件名：特定記事に記載の自殺（未遂）事件の概要が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定記事の自殺（未遂）事件3件について、概要が分かる文書。」（以下、別紙の1ないし3の各事案について記載された文書を順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、本件対象文書1につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月12日付け防官文第9194号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求める。

2 審査請求の理由

3件の自殺（未遂）事件は報道されており、開示できることは何かあるはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書を求めるものであり、開示請求に該当する行政文書については、平成29年6月12日付け防官文第9194号により、法8条の規定に基づき存否の応答を拒否する不開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求がされたものである。

2 本件対象文書の法8条該当性について

本件対象文書については、特定の事件について、概要が分かる文書を求めるものであり、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで特定の個人を識別することができる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を明らかにすることになり、法5条1号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせることから、法8条の規定を

適用することとし、存否の応答を拒否する原処分を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「3件の自殺（未遂）事件は報道されており、開示できることは何かあるはずである。」と主張し、原処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求めるが、本件開示請求に係る行政文書の存在の有無を答えることは、特定の事件について、これまで公にしていなかった情報の一部を明らかにすることとなり、その結果、特定の個人を識別することができる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を明らかにすることになることから存否の応答を拒否したものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月9日 審議
- ④ 同年5月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件開示請求書に自殺（未遂）事件3件に係る記事（インターネットに掲載された新聞記事。以下同じ。）を添付して、当該事件について、その概要が分かる文書（本件対象文書）の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

- (1) 当審査会において、諮問書に添付されている本件開示請求書（写し）の添付資料（記事）を確認したところ、これは、別紙の1ないし3のとおり、特定年月日特定時刻に特定護衛艦Aで発生した自衛官の自殺未遂とみられる事案（本件対象文書1）、特定年月に特定護衛艦Bで発生した自衛隊員の自殺事案（本件対象文書2）及び同月に特定護衛艦Cで発生した自衛隊員の自殺未遂事案（本件対象文書3）に関して記載された記事であると認められる。

(2) 本件対象文書1について

本件対象文書1に係る自殺未遂事案に関して、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、海上自衛隊（特定地方総監部）において、特定年月日特定時刻に、特定護衛艦Aで20歳代の幹部自衛官が拳銃を使用して自傷行為を行ったと思われる事案が発生したことを公表している（以下「公表事案」という。）とのことであり、この説明を覆すに足りる事情はない。

そこで、本件対象文書1に係る自殺未遂事案の内容と、公表事案の内容とを対比してみると、両者は、自殺未遂とみられる事案か否かという点で異なっているとはいえ、特定年月日特定時刻に、護衛艦Aで20歳代の幹部自衛官が拳銃を用いて自らを傷害したとみられる事案であるという点では同じであることから、本件対象文書1に係る開示請求は、公表事案に関して、その概要が分かる文書の開示を求めるものであると解する余地が十分にあったといえる。

そして、本件対象文書1に係る開示請求が、公表事案に関して、その概要が分かる文書の開示を求めるものであったとすると、公表事案に関しては、海上自衛隊自らが、上記の限度であるとはいえ、既にその概要を公表しているのであるから、本件対象文書1の存否を答えるだけで法5条1号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせるとして、その存否を明らかにしないで本件対象文書1に係る開示請求を拒否することは、許されないものといわざるを得ず、処分庁においては、まずもって、原処分を行う前に、審査請求人に対し、本件対象文書1に係る自殺未遂事案と同一であると解する余地が十分にある公表事案について情報提供し、開示を求める文書の名称等について意思確認又は補正を求めるといった措置を講じた上で、開示決定等をすべきであったといえる。

したがって、処分庁において、上記のような情報提供等を行わないまま、直ちに本件対象文書1につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは相当とは認められず、本件対象文書1について、開示請求者（審査請求人）に対し、補正の参考となる情報提供等を行った上で、改めて開示決定等をすべきである。

(3) 本件対象文書2及び本件対象文書3について

本件対象文書2に係る自殺事案及び本件対象文書3に係る自殺未遂事案に関して、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、これらに該当する自殺（未遂）事案が発生したか否かについては、一切公表されていないとのことであり、この説明を覆すに足りる事情はない。

そうすると、本件対象文書2及び本件対象文書3に係る開示請求については、別紙の2及び3のとおり、具体的な自殺又は自殺未遂事案につ

いて、発生した月、場所及び行為者の属性を明示した上で、その概要が分かる文書の開示を求めるものであることから、本件対象文書2及び本件対象文書3の存否を答えることは、特定年月に特定護衛艦Bにおいて自衛隊員の自殺事案が発生したという事実及び同月に特定護衛艦Cにおいて自衛隊員の自殺未遂事案が発生したという事実の有無（以下、併せて「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められ、その結果、仮に当該事実の存在が明らかとなれば、当該護衛艦の乗員等一定範囲の者に当該自殺（未遂）事案を起こした個人（特定自衛隊員）が推知されることとなり、これら一定範囲の者にその個人的な情報が知られることとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、本件存否情報は、法5条1号本文後段に該当し、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書イには該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないので、本件対象文書2及び本件対象文書3は、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、本件対象文書2及び本件対象文書3に係る情報は、同号に該当すると認められるので、開示請求を拒否したことは妥当であるが、本件対象文書1に係る情報は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報提供等を行わないまま、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは相当ではなく、開示請求者に対し、補正の参考となる情報提供等を行った上で、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

以下の特定記事の自殺（未遂）事件 3 件について，概要が分かる文書。

- 1 特定年月日特定時刻，海上自衛隊特定基地に停泊中の特定護衛艦 A 内で，20 歳代の男性幹部自衛官が腹から血を流して倒れているのを，当直員が見つけた。男性は病院に運ばれ，命に別状はなかった。近くに拳銃が放置されていたことから，男性が腹を撃って自殺を図ったとみられ，海自では事故調査委員会を設置して詳しく調べている（本件対象文書 1）。
- 2 特定年月，特定護衛艦 B 内で男性隊員が首をつって自殺した（本件対象文書 2）。
- 3 同月，特定護衛艦 C 内でも男性隊員が手首を切る自殺未遂が起きた（本件対象文書 3）。